

告 示

埼玉県告示第百六十二号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、和光市から和光市の区域内において行われる和光都市計画事業（仮称）和光北インター東部地区土地区画整理事業について環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成二十九年二月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 関係地域が所在する市町村

和光市、さいたま市、戸田市、朝霞市、東京都板橋区、東京都練馬区

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県中央環境管理事務所

埼玉県西部環境管理事務所

和光市建設部都市整備課

さいたま市環境局環境共生部環境対策課

戸田市環境経済部環境課

朝霞市都市建設部まちづくり推進課

東京都板橋区資源環境部環境課

東京都練馬区環境部環境課

ロ 期間

平成二十九年二月三日（金）から平成二十九年三月三日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日を除く。）